

グリーン購入の推進に関する基本方針

平成18年12月21日 策定

この基本方針は、グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号。以下「条例」という。）第10条第1項により、県及び条例第2条第5号に規定する地方独立行政法人等（以下「県等」という。）がグリーン購入を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものです。

1 グリーン購入の推進に関する基本的方向

（1）背景・意義

地球温暖化や廃棄物の増大など、今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動が大きな要因となっており、社会、そして経済の持続的な発展を可能なものとしていくためには、環境に十分に配慮した社会経済システムへの転換が必要です。

県は、自らの事務事業と環境のかかわりを十分に認識して、率先して環境に配慮した取組を行い、環境に関する県民意識の啓発に努める義務があります。

本県では、平成9年度から取り組んでいる「宮城県環境保全率先実行計画」において、グリーン購入を重要な取組として位置付け、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が施行された平成13年度からは、「宮城県環境物品等調達方針」を策定してグリーン購入の推進を図ってきました。さらに、平成18年4月には、全国に先駆けて「グリーン購入促進条例」を施行し、県等のグリーン購入の取組を義務化するほか、県の責務として県内のグリーン購入の促進を図ることにしています。

本方針により、県内最大規模の事業者、消費者である県等が積極的にグリーン購入に取り組むことで、波及効果を市場にもたらし、事業者の製品の開発や供給における環境配慮の取組と、県民、事業者や県内市町村によるグリーン購入の取組を促して、持続可能な社会の構築に寄与することにしています。

（2）グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

県等は、条例第11条により、毎年度、基本方針に即して、グリーン購入の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を作成、公表し、推進計画に基づいて物品等の調達を行います。

その際，具体的には以下のような基本的な考え方に従い，調達等を行うとともに，物品等を設計・製造・販売している事業者が，環境負荷の低減に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮して調達します。

イ 環境保全の観点からの選択

物品等の調達に当たっては，価格や品質などに加えて，地球温暖化，大気汚染，水質汚濁などの多岐にわたる環境問題をできる限り包括的に捉え，多様な観点から環境負荷を低減した物品等を選択することが必要です。また，県が率先して環境物品等を選択することにより，事業者間の競争が誘発され，県全体での環境物品等の普及をもたらします。県等はこのような認識の下，できる限り環境物品等の調達に努めるものとしします。

ロ 宮城県グリーン製品からの選択

条例第14条第1項に規定する宮城県グリーン製品については，価格，品質，流通量等を総合的に判断し，利用が可能な場合には優先して調達します。

ハ 調達総量の抑制と長期使用

グリーン購入の推進を理由として調達総量を増加させることのないよう配慮します。また，調達した環境物品等の使用に当たっては，消耗品の補充に詰替品を使用するなど，長期使用に留意します。

2 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及び判断の基準並びにその基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

（1）特定調達品目に関する基本的事項

推進計画では，環境物品等の開発，普及の状況，県等の調達の状況，グリーン購入法に基づいて国が策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び宮城県グリーン製品の認定状況を考慮して，特定調達品目を設定します。

（2）判断の基準に関する基本的事項

特定調達物品等の実際の調達に際しての客観的な指針とするため，特定調達品目ごとに，数値等により判断の基準を設定します。また，推進計画策定時において，判断の基準として設定することが適当でない事項であっても，環境負荷低減上重要な事項については，判断の基準に加えて，さらに調達に当たって配慮する項目として，配慮事項を設定します。

(3) 特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

イ 目標設定

推進計画では、特定調達品目ごとに、環境物品等の開発、普及の状況、県等における調達の状況を勘案し、可能な限り特定調達物品等の調達目標を設定します。

ロ 特定調達物品等以外の物品等

特定調達物品等以外の物品等を調達する場合にあっても、宮城県グリーン製品やエコマーク等の認定を受けている製品などの、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達推進に努めます。

3 環境に配慮した事業活動を行う事業者からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

県内でのグリーン購入の促進を図るため、県等は、購入する物品等についての環境負荷を考慮することに加えて、物品等を設計・製造・販売している事業者が、環境に関する法規制などを遵守していること、ISO14001やみちのく環境管理規格（みちのくEMS）などの環境マネジメントシステムを適切に構築し、運用していること、また、環境に関する情報を公開していることなど、環境負荷低減に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮して物品等を調達します。

4 グリーン購入の推進に関する重要事項

(1) 推進体制

県では、宮城県環境保全率先実行計画推進組織により推進します。また、地方独立行政法人等では、グリーン購入を推進するための体制を整備します。

(2) 推進計画の公表及び調達実績の公表の方法

県等は、推進計画及び特定調達物品等や宮城県グリーン製品（特定調達物品等以外の物品等を含む。）に係る調達実績を、ホームページ等を活用して公表します。

(3) 地方独立行政法人等への取組の支援

県は、地方独立行政法人等のグリーン購入の円滑な推進を図るため、推進計画の策定や調達実績の取りまとめ等について支援します。

(4) 関係事業者への要請

県等は、庁舎、敷地内で業務を行う事業者等に対して、本方針を考慮してグリーン購入に努めるよう要請します。

(5) 市町村での取組に対する支援

市町村では、グリーン購入法において、自らのグリーン購入

の推進と地域内でのグリーン購入の普及促進が求められており、率先した取組が必要です。県は、市町村に対して環境物品等の調達に関する方針の策定や調達実績の取りまとめ等について支援するほか、連携して地域への普及活動に取り組みます。